

平成 27年 06月 02日

国土交通大臣 殿

地域型住宅グリーン化事業 適用申請書

本申請書の内容により、地域型住宅グリーン化事業の適用を申請します。
この申請書及び添付資料に記載の事項は、事実と相違ありません。

地域型住宅の名称

北関東の自然と共生する家

グループの名称

北関東住まいづくりネットワーク

直近採択グループ番号

※過去に地域型ブランド化事業で
採択を受けたグループは記入

(グループ代表者)

代表者名

島崎 政敏

代表者印

代表者所属先

島崎木材株式会社

代表者構成員番号

Ⅲ-1, IV-1

代表者所在地

埼玉県行田市桜町1-22-14

代表者電話番号

048-553-1134

(グループ事務局)

事務局事業者名

島崎木材株式会社

事務局構成員番号

Ⅲ-1, IV-1

事務局担当者名

島崎 充功

印

事務局郵便番号

361-0022

事務局所在地

埼玉県行田市桜町1-22-14

事務局電話番号

048-553-1134

事務局FAX

048-556-2519

事務局担当者E-mail

m-shimazaki@shimazaki-mokuzai.co.jp

1. 地域型住宅の名称(必須)	北関東の自然と共生する家
2. グループの名称(必須)	北関東住まいづくりネットワーク
3. 直近採択グループ番号(必須)	—
4. 地域型住宅供給対象地域(必須)	埼玉県・群馬県・栃木県・茨城県・東京都・千葉県
5. 結成年(必須)	2015 年
6. グループ代表者名(必須)	島崎 政敏
7. グループ代表者の所属先(必須)	島崎木材株式会社
8. グループ代表者の構成員番号(必須)	Ⅲ-1, IV-1
9. グループ代表者所在地(必須)	埼玉県行田市桜町1-22-14
10. グループ代表者電話番号(必須)	048-553-1134
11. グループ事務局事業者名(必須)	島崎木材株式会社
12. グループ事務局の構成員番号(必須)	Ⅲ-1, IV-1
13. グループ事務局担当者名(必須)	島崎 充功
14. グループ事務局郵便番号(必須)	361-0022
15. グループ事務局所在地(必須)	埼玉県行田市桜町1-22-14
16. グループ事務局電話番号(必須)	048-553-1134
17. グループ事務局FAX番号(必須)	048-556-2519
18. グループ事務局担当者E-mail(必須)	m-shimazaki@shimazaki-mokuzai.co.jp

(構成員数)		(構成員を含まない理由)
I. 原木供給	10	一部事業者が海外であるため、登録が出来ておりません。
II. 製材・集成材製造・合板製造	11	一部事業者が海外であるため、登録が出来ておりません。
III. 建材流通(木材を扱わない事業者を除く)	2	
IV. プレカット	3	手刻みでの加工をする場合、プレカット構成員を介さないで木材の流通をすることがあります。
V. 設計	8	
VI. 施工	43	
VII. 省エネルギー設備等の流通	1	
VIII. 木材を扱わない流通	0	
IX. I～VIII以外の業種	0	

A. 使用する地域材に関する事項 (必須)	対象となる地域材の名称	地域材の産地	認証制度等の名称		国内・国外
			番号記入欄		
	ヒノキ・スギ	埼玉	さいたま県産木材認証制度	1	国内
	ヒノキ	埼玉・群馬・栃木・茨城・福島・岡山	合法木材証明制度	3	国内
	スギ	埼玉・群馬・栃木・茨城・福島	合法木材証明制度	3	国内
	ベイマツ	米国	合法木材証明制度	3	国外
	スギ・ベイマツ集成材	米国・日本(茨城・群馬・栃木・福島)	合法木材証明制度	3	国内
	スギ・ベイマツ集成材	米国・日本(茨城・群馬・栃木・福島)	合法木材証明制度	3	国外

B. 平成27年度における補助対象の木造住宅の申請戸数及び地域材加算申請戸数(必須)	長寿命型(長期優良住宅) 経験工務店+未経験工務店の合計 37 戸		地域材加算合計 37 戸	
	うち経験工務店による長期優良住宅 合計 22 戸	うち未経験工務店による長期優良住宅 合計 15 戸	地域材加算(うち申請が確実) 19 戸	地域材加算(うち申請が未確定) 18 戸
	うち申請が確実 12 戸	うち申請が確実 7 戸		
	うち申請が未確定 10 戸	うち申請が未確定 8 戸		
C. 平成27年度における補助対象の優良建築物の申請棟数及び床面積(優良建築物を供給するグループのみ必須)	高度省エネ型(認定低炭素住宅) 合計 55 戸		地域材加算合計 55 戸	
	うち申請が確実 16 戸	地域材加算(うち申請が確実) 16 戸	地域材加算(うち申請が未確定) 39 戸	
	うち申請が未確定 39 戸	地域材加算(うち申請が未確定) 39 戸		
	高度省エネ型(ゼロ・エネルギー住宅) 合計 30 戸	地域材加算合計 30 戸	地域材加算(うち申請が確実) 7 戸	地域材加算(うち申請が未確定) 23 戸
D. 当提案が採択された場合の各住宅事業者における補助対象戸数の配分ルール(必須)	優良建築物			
	うち申請が確実 0 棟	0 m ²		
E. 平成26年度の執行状況(H26年度地域型ブランド化事業採択グループのみ必須)	長期優良住宅		完了実績見込み	
	採択戸数 戸	交付申請戸数 戸	竣工済 戸	竣工予定 戸
木造建築物				
採択棟数 棟	採択床面積 m ²			

1. 地域型住宅の名称・対象地域(必須)	(地域型住宅の名称) 北関東の自然と共生する家	(地域型住宅供給対象地域) 埼玉県・群馬県・栃木県・茨城県・東京都・千葉県
2. グループの名称・結成年(必須)	(グループの名称) 北関東住まいづくりネットワーク	(結成年) 2015年
3. 過去のブランド化事業採択グループ番号(必須)	---	
4. 地域型住宅グリーン化事業のねらいに対する取り組み ※記入した内容において「必ず実施する取組み」の場合は○印、「グループが目指す目標」の場合は○印を右欄に記入してください。 ※住宅と建築物(非住宅)の両方を申請する場合において、取り組みに違いがある場合は、その旨を具体的に記入してください。		
ア. 特徴ある地域型住宅の目標設定		
【平成27年度対応方針】		◎、○ 記入欄
①地域の気候・風土等に根差した地域型住宅の重視する性能	埼玉県及びその周辺地域は夏の暑さが特に厳しい地域である。各地域の平成25年省エネルギー基準相当以上の断熱性能を確保する。省エネ性を重視し、自然風を活用することで酷暑での冷房の負荷を軽減する。また、遮熱効果の高い資材の利用や陽射しを遮る軒の出の確保により夏季を快適に過ごせる住宅とする。 (非住宅は除く)	◎
②地域の気候・風土等に根差した地域型住宅の建て方や様式	中小工務店が得意とする在来軸組工法の採用を基本とし、地域材を使用することによる資材の地産地消をすすめ、流通面でのCo2排出削減にも寄与する。 埼玉県及びその周辺地域は比較的土壌に余裕のある地域でもあるため、夏の陽射しを防ぐ為に十分な軒の出を確保する。もしくは、遮熱に有効な手段(庇や緑のカーテン、Low-Eガラスの使用等)を確保する。	◎
③地域の気候・風土等に根差した地域型住宅のデザインルール	通風及び換気に配慮し、主たる居室(LDK等)の南北もしくは東西に風の通り道を作る開口部を設ける。 風除けや遮熱に効果のある緑のカーテンなどを西・南側に設置する、もしくは将来的に設置できるようなスペースを確保してフックやワイヤーなどを設ける。緑のカーテン等を設置するスペースが確保できない場合は、開口部にLow-Eガラスを使用する等の措置を取る。 周囲の景観に配慮した屋根形状にするとともに、庇や軒を出すことで日除けの効果も期待する。 (非住宅を除く)	◎
④①～③の背景	北関東の気候は、内陸性の気候である。昼夜の寒暖の差が激しく、夏暑く冬は寒い。秩父など冬に-10℃以下になる地域もあれば、熊谷や越谷、館林など夏に40℃を超える地域もあるなど、エリアごとの気温差も激しい。また、北西からの季節風(通称赤城おろし)が強いこともあり、この二つの条件への対応が求められる。 急激な都市化の波を被らなかったため、古い街並も各地に残り景観を成している。	
⑤その他 ※上記項目以外でグループ独自のルール・目標があれば記入してください。	当グループで未経験工務店を積極的に支援していく。 地域で生産される小川の和紙や都幾川の建具、羽生や加須の藍染め加工品などを建築物に採用することを目標とする。	○
イ. 効率的な住宅生産体制の整備		
【平成27年度対応方針】		◎、○ 記入欄
a		
①用材の寸法規格化や建材の統一、標準仕様の設定	主要構造材の内、土台・柱は地域材かつ無垢材とする。 横架材の幅は仕口の断面欠損を考慮し、120mm以上とする。 (非住宅は除く)	◎
②建材・資材調達の見直しや事務の合理化	主要構造材については利用計画書を作成し、地域材の消費見込等を確認する。 構造用合板等、共通の建材については調達を共同化する。 省エネ機器メーカーを統一し、グループ特価を取得してコスト低減を計る。	◎
③生産の合理化等に向けた委員会等の検討実施体制	設計施工管理検討委員会を設置し、新商品情報や地域型住宅生産にあたっての個々の構成員の問題点を共有し、課題解決に向けての会合を行う。	○
④生産の合理化等に向けた事務局の役割	建材・資材の調達について情報の収集を行い、グループ構成員に伝達し、交付申請から実績報告までの一連の工程がスムーズに流れるフォローを行う。	◎
b.		
①グループの信頼性向上に向けた施工基準の整備	既存の施工管理マニュアル等を利用し、管理技術講習会を開催し、施工構成員には参加を義務化する。	◎
②グループの信頼性向上に向けた検査ルールの設定	第三者検査機関による完了検査を義務化し、完成後1・2・5・10年の経年検査を施工者が実施し、検査報告書を提出する。	◎
③グループの信頼性向上に向けた見積・積算のルール化	見積書の書式は任意とするが、工事別に内訳書の添付を義務とする。 補助対象となる経費が明らかになる内訳書とする。	○
④グループの信頼性向上に向けたその他の具体的取組	設計施工管理検討委員会を設置し、設計図書により地域型住宅の共通ルールの仕様をチェックする。	◎
その他 ※上記項目以外でグループ独自のルール・目標があれば記入してください。	上記以外のルール・目標は定めない。	

※) 行の高さについては記載する文章の長さなどにより適宜、調整して下さい。

1. 地域型住宅の名称・対象地域 (必須)	(地域型住宅の名称) 北関東の自然と共生する家	(地域型住宅供給対象地域) 埼玉県・群馬県・栃木県・茨城県・東京都・千葉県
2. グループの名称・結成年月 (必須)	(グループの名称) 北関東住まいづくりネットワーク	(結成年) 2015年
3. 過去のブランド化事業採択グループ番号 (必須)	--	
4. 地域型住宅グリーン化事業のねらいに対する取り組み ※記入した内容において「必ず実施する取組み」の場合は◎印、「グループが目指す目標」の場合は○印を右欄に記入してください。 ※住宅と建築物(非住宅)の両方を申請する場合において、取り組みに違いがある場合は、その旨を具体的に記入してください。		
ウ. 長期にわたる住宅メンテナンス体制の整備		
【平成27年度対応方針】		◎、○ 記入欄
a		
①住宅履歴情報の共通管理 診断・点検方法の共通化	住宅履歴情報(いえかるて)への登録を義務化する。 維持管理計画書の定期検査情報を施工構成員とお施主様が共有し、確実な点検を実施し、結果を住宅履歴情報に記録する。	◎
②メンテナンス・リフォーム 基準の整備	1・2・5・10年目に点検の義務化とメンテナンス及びリフォーム基準の設定を行う。 「住まいの管理手帳」(住宅金融普及協会)を施主に配布する。	◎
③住まいの管理・DIY相談会 体験会などの実施	引渡し時に住まいの管理方法の説明を実施する。 住宅セミナーやリフォーム相談会などの情報を伝え、参加を促す。	◎
④グループ内における維持 管理検討委員会等の設置	設計施工管理検討委員会を設け、維持管理等について新たな管理方法を研究し推進する。	◎
b		
①グループ構成員の倒産廃 業時のバックアップ体制	構成員の倒産廃業等の情報を事務局が管理し、必要に応じて施工構成員の中から代替履行业者を斡旋する。	◎
②グループ独自の瑕疵担保 ルールの整備	瑕疵担保保険の延長保証プランについてお施主様に説明し、加入を推奨する。	○
その他 ※上記項目以外でグループ独自の ルール・目標があれば記入 してください。	事務局に住まいの相談窓口を設置し、住宅メンテナンスの相談を受け付ける。	○
エ. グループの技術力の向上		
【平成27年度対応方針】		◎、○ 記入欄
a		
①未経験工務店等への施工 技術研修会等の開催	経験工務店又は有識者等を招いての研修会や現場構造見学会を開催する。	◎
②①の研修会等の実施内容 とその開催頻度	経験工務店又は有識者等を招いて、施工構成員を対象にした外皮計算・一次エネルギー消費量の計算方法などの研修会や、認定低炭素住宅やゼロエネルギー住宅についてお施主様にわかりやすく説明できる提案力向上研修会を年間1回以上、現場構造見学会については随時実施する。	◎
③総合的な需給計画の策定 等の中長期的な取組	今年度の経験を踏まえ、次年度以降に策定する。	○
④③に基づく業種ごとの合 理化への取組	今年度の経験を踏まえ、次年度以降に策定する。	○
b		
①省エネ技術講習会への参 加目標人数	①. 未受講設計・施工構成員:26名 ②. 受講済設計・施工構成員:21名 ④については全員、③についてはプラス10名、合計36名の参加目標人数とする。	◎
②省エネ技術講習会への参 加促進のための取組	事務局は構成員に対し講習会の開催日程・会場等を知らせ、未受講設計・施工構成員に対しては特に参加を促す。 今年度中に未受講設計・施工構成員ゼロとすることを目標とする。	◎
c		
①新たな技術等の導入や開 発の検証のための方法	設計施工管理検討委員会を設け、新たな省エネルギー技術等の導入を検討する。	○
②新たな技術等の導入や開 発に向けた実証実験の実 施等	今回は特に定めない。	
その他 ※上記項目以外でグループ独自の ルール・目標があれば記入 してください。	上記以外のルール・目標は定めない。	

※) 行の高さについては記載する文章の長さなどにより適宜、調整して下さい。

1. 地域型住宅の名称・対象地域 (必須)	(地域型住宅の名称) 北関東の自然と共生する家	(地域型住宅供給対象地域) 埼玉県・群馬県・栃木県・茨城県・東京都・千葉県
2. グループの名称・結成年月 (必須)	(グループの名称) 北関東住まいづくりネットワーク	(結成年) 2015年
3. 過去のブランド化事業採択グループ番号 (必須)	---	

4. 地域型住宅グリーン化事業のねらいに対する取り組み ※記入した内容において「必ず実施する取組み」の場合は○印、「グループが目指す目標」の場合は○印を右欄に記入してください。
※住宅と建築物(非住宅)の両方を申請する場合において、取り組みに違いがある場合は、その旨を具体的に記入してください。

オ. 地域の産業・住文化・景観等への寄与

【平成27年度対応方針】		◎、○ 記入欄
a	<p>①地域材ごとの使用部位 (必須)</p> <p>さいたま県産木材認証制度または合法木材のヒノキを土台に使用する。 さいたま県産木材認証制度または合法木材のヒノキ・スギを柱に使用する。 合法木材のヒノキ・スギ・ベイマツを梁・桁に使用する。</p> <p>②地域材ごとの1棟当たりの使用量とその占める割合 (必須)</p> <p>使用量について:例えば100㎡の住宅の主要構造材量が12㎡とすると、そのうち6㎡以上に地域材を使用することとする。 さいたま県産木材認証制度または合法木材(国内)のヒノキを土台に100%使用する。 さいたま県産木材認証制度または合法木材(国内)のヒノキ・スギを柱(大黒柱・床柱・飾り柱などを除く)に100%使用する。 さいたま県産木材認証制度または合法木材(国内・国外)の合計使用量を主要構造材の50%以上とする。</p> <p>地域材利用に関する共通ルール(必須)</p> <p>土台・柱(大黒柱・床柱・飾り柱などを除く)にはさいたま県産木材認証制度または合法木材(国内)のヒノキ・スギを100%使用する。 主要構造材の過半(50%以上)にさいたま県産木材認証制度または合法木材(国内・国外)を使用する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>地域材の流れ(フロー図)</p> </div> <p>地域材の流れ(フロー図)などグループの取組に関する補足説明</p>	◎ ◎ ◎
b	<p>①地域材の在庫量や価格情報を把握・共有のための仕組み</p> <p>プレカット工場の地域材在庫明細と価格表を構成員に毎月配布する。</p> <p>②グループ全体における地域材の需給予測</p> <p>事務局にて予定物件を把握し、情報をグループ内で共有して需給予測をする。それをもとに地域材の供給に備える。</p>	◎ ◎
c	<p>①-1 畳の活用</p> <p>茶道・華道をはじめとする日本文化に切り離すことのできない和室の主要な構成要素である畳には吸湿性断熱性もあり、夏蒸し暑く冬寒いこの地域では省エネルギーの上からも活用を計りたい。</p> <p>①-2 和瓦の活用</p> <p>古く美しい街並みも多く残る北関東地域では和瓦は地域型住宅に最もふさわしい屋根材である。街の景観向上のためにも大いに推奨したい。</p> <p>①-3 襖の活用</p> <p>平安時代からの日本建築に重宝されてきた襖には襖絵や引き手など美術工芸的な要素も多い部材であった。現代の住まいでの活用にはそのような文化伝統も意識したものとしてほしい。</p> <p>①-4 障子の活用</p> <p>機能性に優れ、和紙の特性により光を半分染み透らさず通過させる障子は日本家屋特有の趣を生む優れた装置である。当グループにおいても大いに活用を計る。</p> <p>②その他地域の伝統的な素材や意匠の活用</p> <p>かつて北関東地域には紺屋と呼ばれた藍染工場が多く存在した。色褪せしにくく消臭抗菌虫除け等の効果もある藍染めを施した布の地域型住宅への利用も検討したい。</p>	○ ○ ○ ○
d	<p>①地域の伝統的なデザインを継承する取組</p> <p>かつて比較的広い敷地を有したこの地域の住宅では母屋と渡り廊下で繋がれた湯殿があり、庭を眺めながらの入浴という心地良さがあった。当グループの地域型住宅では浴室から庭を眺められるような工夫を推奨する。</p> <p>②地域の住まい方の継承につながる取組</p> <p>北関東地域の伝統的な農家住宅に必ず見られた土間を現代の住まい方に生かす提案をしていく。</p> <p>③地域の街並み形成へ寄与する取組</p> <p>歴史的町並みの残るエリアなどでは日本瓦や板塀などを活用し、景観の向上に寄与する。また、西側に遮熱効果もある植栽や緑のカーテン等を設ける。</p> <p>④和の住まいの要素を取入れた取組</p> <p>断熱調湿効果の高い襖や障子を活用し住空間の可変性を高めるとともに、採光や通風性のある間取りとすることで電力消費の少ない住宅とする。</p>	○ ○ ○ ○
その他	<p>※上記項目以外でグループ独自のルール・目標があれば記入してください。</p> <p>上記以外のルール・目標は定めない。</p>	

その他

【平成27年度対応方針】		◎、○ 記入欄
東日本大震災の復興に資する取組	埼玉建築士会の「応急仮設住宅プロジェクト」をもとに、応急仮設住宅について勉強し、要請に応じ対応できる体制を整える。被災地域への復興に資する木材・建材・特産品の仕様を計る。	○

グループが取り組む木造住宅・建築物の特徴

※この項目は、高度省エネ型、優良建築物型を申請するグループのみ記入してください。

※申請に係る認定低炭素住宅、ゼロ・エネルギー住宅、優良建築物型の性能や特徴等について記入してください。

北関東の家と共生する家

認定低炭素住宅

①さいたま県産木材認証制度または合法木材(国内・国外)を主要構造材の50%以上使った住宅。

②節水に資する便器、もしくは水栓を使用する。

ゼロ・エネルギー住宅

①さいたま県産木材認証制度または合法木材(国内・国外)を主要構造材の50%以上使った住宅。

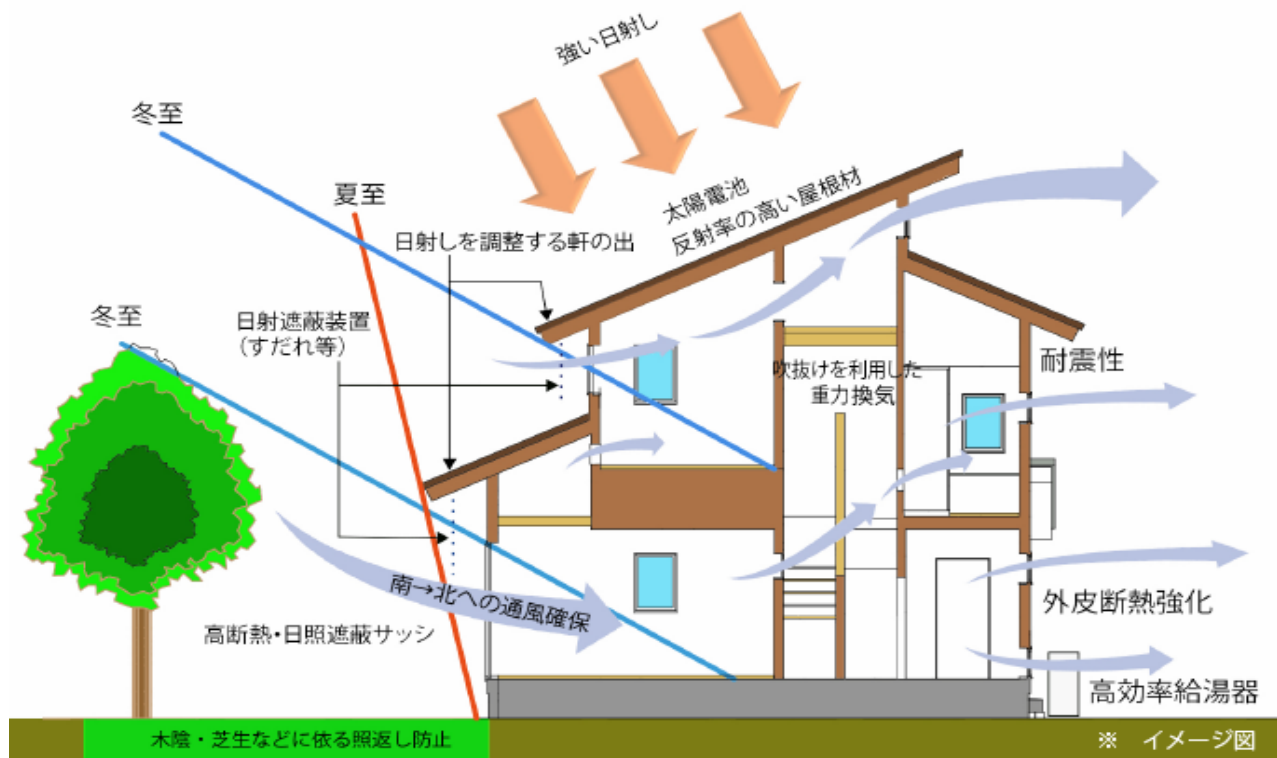
②省エネを重視した住宅とする。

③太陽光の発電を除くエネルギー削減率(R0)を16.6%以上(5地域)とする。

優良建築物

①さいたま県産木材認証制度または合法木材(国内・国外)を主要構造材の50%以上使った建築物。

②夏の陽射しを防ぐ為に十分な軒の出を確保するなど、遮熱に有効な対策を行う。



※ 夏至の太陽高度=77.3度
冬至の太陽高度=30.9度
(何れも行田市の緯度経度に依る)

※) 行の高さについては記載する文章の長さなどにより適宜、調整して下さい。